

衆議院 吉川 元 議員事務所 御中

平素よりお世話になっております。

御依頼のありました、8月3日の「日の丸・君が代」問題での文部科学省質疑の追加質問にかかる下記事項に関する文書をお届けしますので、御査収のほどよろしく願いいたします。

I. 「日の丸・君が代」に関する質問

2. 【諸外国の例などについて】（3）に関連して

②フランスでは、処分まで出して公務員を立たせようとしている事例があるのか、また根拠法令はあるのか。

③フランス以外の国で、『学習指導要領』のようなものがある国はあるのか。文科省の既存資源6ヶ国の他に、出来れば OECD 諸国に調査範囲を広げてお答え願えれば幸いである。

④『学習指導要領』がある国で、その中に国旗国歌の指導方法が規定してある例があれば教えていただきたい。

<お問い合わせ>

文部科学省 生涯学習政策局

参事官（連携推進・地域政策担当）付 外国調査係

電話：03-5253-4111（内線3249）

- I 「日の丸・君が代」に関する質問
2. 【諸外国の例などについて】 (3) に関連して

②フランスでは、処分まで出して公務員を立たせようとしている事例があるのか、
また根拠法令はあるのか。

【回答】

- フランスで、処分まで出して公務員を立たせようとしている事例があるかについては不明である。また、根拠法令についても不明である。
- 公務員は、法律により身分が規定されており、その中で、「職務遂行」や「上位からの指示に従う義務」等について定められている。
- 公務員のみを対象とする規定ではないが、国歌及び国旗に対する侮辱に関しては、刑法典で規定されている。

【参考】

- 公務員は、以下の法律により身分が規定されている。
「公務員の権利及び義務に係る 1983 年 7 月 13 日付法律第 83-634 号」
「国家公務員の身分に係る 1984 年 1 月 11 日付法律第 84-16 号」
「地方公務員の身分に係る 1984 年 1 月 26 日付法律第 84-53 号」
「病院公務員の身分に係る 1986 年 1 月 9 日付法律第 86-33 号」
- 「公務員の権利及び義務に係る 1983 年 7 月 13 日付法律第 83-634 号」第 28 条では、「与えられた職務を遂行する責任を持つこと、違法かつ公の利益を大きく損ねる性質である場合を除いて、上位の職階からの指示に従わなければならないこと」が規定される。
(Art 28) Tout fonctionnaire, quel que soit son rang dans la hiérarchie, est responsable de l'exécution des tâches qui lui sont confiées. Il doit se conformer aux instructions de son supérieur hiérarchique, sauf dans le cas où l'ordre donné est manifestement illégal et de nature à compromettre gravement un intérêt public.
- 国歌及び国旗に対する侮辱に関しては、刑法典第 433-5-1 条で規定されている。
「公的に企画又は規定されている行事における国歌又は三色旗への公然たる侮辱行為に対しては 7,500 ユーロの罰金が科される。集会における場合は、同侮辱に対して 6 か月の禁固刑及び 7,500 ユーロの罰金が科される。」
(Code pénal Art 433-5-1)
Le fait, au cours d'une manifestation organisée ou réglementée par les autorités publiques, d'outrager publiquement l'hymne national ou le drapeau tricolore est puni de 7 500 euros d'amende.
Lorsqu'il est commis en réunion, cet outrage est puni de six mois d'emprisonnement et de 7 500 euros d'amende.

- ③フランス以外の国で、『学習指導要領』のようなものがある国はあるのか。文科省の既存資源 6ヶ国の他に、出来れば OECD 諸国に調査範囲を広げてお答え願えれば幸いである。
- ④『学習指導要領』がある国で、その中に国旗国歌の指導方法が規定してある例があれば教えていただきたい。

【回答】

- フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス、韓国、中国の 6 か国のほか、OECD 諸国のうちフィンランド、カナダ及びオーストラリアについて調査を行った。調査結果は次のとおりである。

国名	『学習指導要領』の有無	国旗国歌に関する指導に関する規定
フランス	有 (国が定める教育課程基準)	<ul style="list-style-type: none"> 「共和国の象徴の意味を理解する」「学校に存在する共和国の象徴を識別する」「フランス的市民性及び欧州市民性に関する原則、価値及び象徴を知る」(「小学校及びコレージュにおける道徳及び公民教育に係る学習指導要領」)
ドイツ	有 (州が定める教育課程基準)	<ul style="list-style-type: none"> 国歌については、州や学校種により規定の有無、規定ぶりが異なる。例えば、ベルリン市(州と同格)の場合、基礎学校第 5・6 学年(大半の州では中等教育の最初の段階に相当)の「音楽」の教育課程基準において、テーマ領域「音楽を発見し、再生し、具体化する」の学習内容の 1 つとして、例示的に国歌が挙げられている。また、ヘッセン州の場合、ギムナジウム第 6 学年(中等教育の最初の段階)の「音楽」の教育課程基準において、異文化理解の促進を目的としたテーマ領域「様々な国の歌と踊り」の学習内容の 1 つとして、例示的に諸外国の国歌とともにドイツの国歌が挙げられている。 国旗についての言及は、ベルリン市、ヘッセン州、バイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州を確認した限りでは見当たらなかった。
アメリカ	有 (州が定める教育課程基準)	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの州において、教育課程基準である「教育スタンダード」とは別に、州教育法において、「国旗に対する忠誠の宣誓」や国旗を敬うことに関する学習を行うことが定められている。 50 州すべてを調べてはいないが、州の「教育スタンダード」においても国旗に関する指導を定めている場合がある。 《カリフォルニア例》 「児童は、国旗や州旗、白頭鷲、自由の女神など国及び州のシンボルやアイコンについて認識する」 (「歴史・社会科に関するスタンダード」における第 K 学年に関する規定。第 1 学年、第 3 学年においても同旨の規定がある)

イギリス	有 (国が定める教育課程基準)	・規定なし。
韓国	有 (国が定める教育課程基準)	・「韓国の代表的な象徴であるムクゲ、大極旗、愛国歌を知り、これを大切に思う心を備える」(初等学校第1学年「正しい生活」) ・「韓国の象徴(国旗、国歌、国花など)に対する理解と礼節」(初等学校第3、4学年「道徳」)
中国	有 (国が定める教育課程基準)	・「国旗、国章を尊敬し、国歌を歌えるようにする。」(小学校第1～2学年「品徳と生活」)
フィンランド	有 (国が定める教育課程基準)	・規定なし。
カナダ (アルバータ州)	有 (州が定める教育課程基準)	・「カナダ：そのアイデンティティの形成」における問いの一つとして「カナダ国旗の採用は、カナダにおける集団的アイデンティティにどのように影響を与えたか」(「社会科」第5学年)
オーストラリア	有 (連邦が定める教育課程基準)	・「国旗、国章、国歌などの主要なオーストラリアの象徴を認識し、それらが表すものを考える」(第3学年「公民」)